

本部町上下水道施設維持管理業務

仕様書－１（上水道）

（目的）

第１条 本仕様書は、みだしの業務のうち本部町水道事業に係るものについて、本部町水道事業管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「丙」という。）が維持管理を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

（業務履行期間）

第２条 本業務の業務履行期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

２ 丙は、本業務公募型プロポーザル特定の日から業務履行期間の前日までを丙の業務習熟期間とし、実務研修等により、業務の内容、業務対象施設の機能および周辺状況等について習熟しなければならない。なお、業務習熟期間に生じる費用等は丙の負担とする。

３ 甲は、丙の業務習熟期間の取り組みにおいて、甲の協力が必要な場合は、甲は、自らの業務に支障が生じない範囲で協力するものとする。

（業務対象施設）

第３条 本業務の対象施設は以下の別紙資料を参照すること。なお、以下のエ～カについては、甲の要求する業務内容の説明のために作成した（案）であり、詳細は甲丙で協議し決定するものとする。

ア 【別紙１】 水道施設平面図

イ 【別紙２】 水位高低系統図

ウ 【別紙３】 施設リスト

エ 【別紙４】 点検表（案）各種

オ 【別紙５】 水質検査表（案）

カ 【別紙６】 作業・故障報告書（案）

キ 【別紙７】 丙が加入すべき保険の説明資料

（業務内容）

第４条 業務内容は次の各号を除き、第３条に定める施設の維持管理と運転および衛生措置に必要な全ての作業とする。

（１）支給材料の払い出し

(2) 来場者の対応および対外折衝

2 前項における衛生措置とは、水道法施行規則第17条第1項各号をいう。

3 業務遂行に係る基本姿勢について

(1) 丙は、業務対象施設の機能が十分発揮できるように、本仕様書のほか、契約書、水道維持管理指針およびその他関係書類、関係法令等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、適切な運転操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。

(2) 丙は、業務の履行に当たって常に問題意識をもってこれに当たり、創意工夫し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

(3) 丙は、業務の履行に当たって地域住民と十分に協調を保ち、円滑な業務遂行に努めなければならない。

(4) 丙は、業務履行上必要な諸事項について、甲と協議等を行った場合は、必要に応じてその内容を議事録として整理しておかななければならない。

4 丙の行う主な業務は次のとおりである。各号に示した別紙資料も参照すること。

(1) 運転監視業務

ア 本部町水道管理センター内の中央監視設備等で各施設の運転管理・検針・監視・操作（【別紙4】点検表4・5）

イ 沖縄県企業局からの受水量・ブレンド調整、甲との運転管理にかかる水運用や運転方法の調整

(2) 保守点検業務（【別紙4】点検表1～3・5、【別紙6】）

ア 目視・異常音・触感等、一般的な測定器具等（電圧、電流、絶縁抵抗等）を用いての巡視点検や計測

イ 建築付帯設備、敷地内・周辺状況を含む現場管理や清掃作業、必要な除草作業

ウ 水源、浄水場施設の水質・浄水管理、必要な水質検査

エ 必要な保守作業や運転操作、保護装置等の作動確認、機器や制御回路（リレーシーケンス等）および部品の不良

- 個所の調査および不良機器や部品等の交換
- オ 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム）
注入量の確認および調整
- カ 薬品の補充、消耗品交換、給脂
- キ 半年に1回、【別紙4】集中点検結果報告書による集中
点検
- （3）水質検査業務
- ア 水道法施行規則第15条の水質検査業務（色度・濁度・残
留塩素濃度の検査（【別紙5】）
- イ 甲が別途発注する『水納島水質毎日検査業務』従事者に
対し、必要に応じ電話確認
- （4）第6条に定める修理・造作（【別紙6】）
- ア 丙は、備付け工具、支給材料等を用いて可能な機器の修
理、調整、分解清掃、部品交換等については、甲の承諾
を得て実施しなければならない。ただし、緊急を要する
場合には、応急措置を行った後、甲に報告するものとし
る。
- イ 丙は、業務履行上必要な軽易な造作は、甲と協議して実
施しなければならない
- （5）事務業務
- ア 月・年報（入力済みデータ含む）、点検表、各報告書、
議事録等、および必要な写真撮影を含む書類作成および
報告
- イ 丙は、運転の変更、警報の発生、異常、故障、事故、実
施した作業、およびその経過など本業務に係る全ての事
項に関して、記録し、甲に報告しなければならない
（【別紙6】）
- （6）その他（必要に応じて【別紙6】で報告）
- ア 甲が別途発注する『本部町水道事業水質検査業務』に係
る採水作業（毎月1日もしくは2日程度）
- イ 事故や台風時などの緊急・臨時的な対応。（台風接近
時、主要施設に設置するリース発電機・ケーブル・運搬
用トラック・燃料については甲が手配するが、運搬用ト
ラック運転によるリース発電機の配置は、甲と丙が協力

して行う。その後、リース発電機と対象施設とのケーブル接続・離線、リース発電機の運転停止および運転管理、燃料補給の立会いは丙の業務とする。)

ウ 薬品等の取扱い、搬入受入れの立会い（薬品等の補給量・残量については適切に管理しておくこと。）

エ 軽微でない保守整備や修理造作、事故や台風時などの緊急・臨時的な対応等については、甲丙が協力して対応するものとする

オ その他、業務対象施設の運転、維持管理上必要な全ての業務

（運転記録、点検整備の結果）

第5条 丙は、点検表、各報告書等に所要事項を記入し、運転状況等を毎日、甲に報告しなければならない（毎日の報告は、甲の担当者のパソコンへ、丙がスキャンデータ等を電子メールで送付することとし、必要に応じて電話や現場等での報告を想定）。

2 丙は毎月の点検表、各報告書、支給材料使用状況、業務履行上必要な書類等を翌月10日までに甲に提出しなければならない。また、各年度末に、これらを電子データで提出しなければならない。

3 点検の結果、異状を発見した場合には、速やかにその状況を甲に報告し、その対応を協議しなければならない。

（修理・造作）

第6条 丙は、点検・整備で発見した不良箇所や故障の発生箇所のうち、備付け工具、支給材料等を用いて修理可能なものについては、甲の承諾を得て修理しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を行った後、甲に報告するものとする。

2 丙は、業務の実施に必要な軽易な造作は、甲と協議して実施しなければならない。

（従事職員の配置）

第7条 丙は、業務を履行するため、業務を処理することが可能な技術員（以下「従事職員」という。）を配置しなければならない。

- 2 丙の配置する従事職員の勤務時間、処遇等は各種の法令等に適合するよう丙の責任において配慮しなければならない。
- 3 丙は、従事職員の衛生管理と健康には十分注意し、水道法施行規則第16条で定める定期および臨時の健康診断を丙の負担で実施し、その結果を甲に報告しなければならない。
- 4 丙は、従事職員に対して、管理対象施設の保全・保安に関して必要な知識および技能に関する教育をしなければならない。
- 5 丙は、丙の配置する従事職員について、業務履行上不適格な部分が認められる場合は、当該従事職員の能力改善または当該従事職員の変更等により、業務履行上必要な業務遂行能力を確保しなければならない。
- 6 甲は、丙が配置した従事職員について、業務履行上不適格と認めた場合は、丙に従事職員の変更を求めることができる。この場合、丙は速やかに代替りの従事職員を配置し、甲の承認を得なければならない。

(従事職員の服務規律)

第8条 丙は、従事職員の服務規律、衛生、風紀および身元の保持に関し、一切の責任を持って管理しなければならない。

- 2 丙は、従事職員に、常に安全で清潔な服装、名札を着用させ、従事職員であることが分かるようにしなければならない。
- 3 丙は、業務対象施設の災害等防止に努めるとともに、第三者に危害を及ぼさぬよう十分な配慮をし、部外者から苦情等を受けるような態度、行動をとってはならない。
- 4 丙は、従事職員に対し、飲酒運転の防止を徹底させなければならない。

(現場責任者)

第9条 丙は、従事職員の中から現場責任者1名を専任し、甲に届け出なければならない。

- 2 現場責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 本仕様書に関する業務を総括する責任者として、従事職員の指揮、監督を行うこと。
 - (2) 本仕様書のほか、契約書、水道維持管理指針およびその

他関係書類等に基づき、業務の目的、内容等を十分理解して、合理的で効果的かつ経済的な維持管理に努めること。

(3) 常に業務対象施設および設備の状況を把握し、随時甲に報告するとともに、必要があれば協議を行うこと。

(4) 従事職員を教育し、技術の向上、事故の防止に努めること。

(法定資格者の選任)

第10条 丙は、次に掲げる各号の資格等を有する者を選任し、業務の内容に応じて適宜配置しなければならない。

(1) 第1種電気工事士

(2) 危険物取扱者（危険物の規制に関する政令第31条）

(3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(4) その他、労働安全関係で必要な資格者

(作業時間)

第11条 第4条に掲げる作業等は、原則として、年間を通して午前8時30分から午後5時15分までの間に行うものとする。

2 前項にかかわらず、丙が作業に必要と認めた場合には、この時間を超えて作業を行わなければならない。ただし、これについては委託金額の増減等の対象にはならない。

(作業予定表)

第12条 丙は、各月末までに翌月の作業予定、機器の整備点検予定（以下、「作業予定表」という。）をたて、甲と協議しなければならない。

2 丙は、甲と協議し決定した作業予定に従い、誠実にその業務を履行しなければならない。

(緊急事態発生時の対応)

第13条 丙は、豪雨、台風、地震、渇水、停電その他の天災および業務対象施設の機能に重大な支障を生じた場合に備え、甲と常時連絡が取れる体制を整え、常にこれらに対処できるように準備し、対応しなければならない。

2 緊急事態が発生した場合には、あらかじめ定めた非常配備計画に従い、速やかに従事職員を所定の場所に配備し、対応しなければならない。そのため、丙は、従事職員に対して、

事故その他災害等が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

- 3 丙は、安全衛生管理や事故等防止に努めるとともに、労働災害や災害等緊急事故、予測し得ない事象が発生した場合には応急処置を行い、速やかに甲に報告し対応を協議しなければならない。

（執務室等の使用）

第14条 丙は、業務履行上必要な執務室や備品の他、トイレ等（以下「執務室等」という。）を業務履行期間中無償で利用できるものとする。なお、執務室は水道管理センターの中央監視室等を想定している。

- 2 前項で定める執務室等の使用に伴う光熱水費は無償とするが、その使用に当たっては節約に努めなければならない。
- 3 丙の責に帰すべき事由により、執務室等に破損および汚損等が発生した場合は、丙の負担により修復しなければならない。

（業務に必要な物品について）

第15条 履行に必要とする備品、消耗品等のうち、次のものは甲の支給とする。なお、その受け渡しおよび取り扱い上の注意事項については甲の指示に従うものとする。

- （1）故障通報受信用の携帯電話（1台を想定）
- （2）電力、水道、燃料、油脂類、水質試験機器、水質試験薬品を含む薬品類
- （3）点検表や報告書等の様式データ、月・年報の様式データ（入力する項目は甲および丙の点検・検針結果、各施設の電気料金内訳を想定）。甲の負担は様式データの提供のみで、印刷は丙の負担とする。

- （4）機器、部品類、補修用の塗料や原材料

2 業務履行上必要な次のものは、丙の負担とする。

- （1）点検用の車両、およびその維持にかかる費用（2台を想定）
- （2）報告書等作成用のパソコン、プリンタ（スキャン機能付き）、用紙（点検表や報告書等の印刷は丙の負担とする）、カメラおよび事務用品

- (3) 従事職員用被服、懐中電灯、安全器具
- (4) 点検整備や小修理に必要な小型工具や一般的な測定器具（電圧計、電流計、絶縁抵抗計等）、絶縁テープやウェスなどの消耗品、保守点検業務に必要な脚立等
- (5) 丙の内部連絡に必要な電話等の通信機器
- (6) 丙は甲が定める賠償責任保険に加入するものとし、加入した保険について甲にその写しを提出するものとする（【別紙7】）。

3 業務履行上必要となる完成図書、特殊工具等は甲が貸与するものとする。貸与品については、適切に管理し、破損、盗難、紛失等があった場合には丙が弁償しなければならない。

4 丙は、業務履行上必要な場合は、甲が設置する電話その他の設備を使用することができる。その使用方法については、甲丙協議して定めることとする。

（安全・衛生の確保）

第16条 丙は、業務対象施設を適宜清掃するとともに、整理・整頓し、安全で清潔な環境保持に努めなければならない。

2 業務対象施設には、多くの機械・電気設備等が設置されているため、業務の実施にあたっては、安全の確保に十分留意しなければならない。

3 丙は火元責任者を選び、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

（盗難の防止等）

第17条 丙は、業務対象施設における設備機器、備品工具等の盗難、および不法侵入者の防止に努めなければならない。

2 業務対象施設に不審者の侵入等があった場合は、速やかに甲の職員に連絡するとともに、警察に通報するなど適切に対処し、その状況を甲に報告するものとする。

3 丙は、甲の許可なく甲の所有物を場外に持ち出し、または、業務に必要なとしないものを持ち込んで서는ならない。

（情報機器および情報の取り扱い）

第18条 丙は、甲の施設にパソコン等の情報機器およびネットワークを設置する場合は、事前に甲の承認を得なければならない。この場合、パソコン等の情報機器およびネットワークを

甲のネットワークに接続してはならない。

- 2 丙は、電子メールおよび記録媒体を介したデータのやり取りを行う場合、必ずウイルススキャンを実施し、ウイルスの感染防止に努めなければならない。
- 3 丙は、独自に調達したパソコン等の情報機器のセキュリティ対策を徹底し、本業務および甲に関連する情報等を外部に流出させてはならない。
- 4 丙は、業務データおよびその他の業務上知り得た情報を、甲の許可なく外部に持ち出してはならない。
- 5 業務の履行に伴って得られる資料等の所有権は甲に帰属するものとし、丙は甲の許可なく公表してはならない。これは本用務終了後においても同様とする。
- 6 丙は、インターネット等に接続可能な独自に調達した情報機器により、気象情報をはじめとする本業務履行上必要な情報収集を実施することとする。

（提出書類）

第19条 丙は、本業務の契約締結後速やかに次の書類を1部提出しなければならない。

- （1）着手届
- （2）現場管理、安全管理の組織表《第7・16条関係》（火元責任者、緊急連絡先等）
- （3）現場責任者専任届《第9条関係》（実務経歴書を添付）
- （4）法定資格者選任届《第10条関係》（資格の写しを添付）
- （5）作業予定表《第12条関係》
- （6）非常配備計画《第13条関係》
- （7）執務室等使用願《第14条関係》（行政財産使用許可申請書）

2 契約期間が満了した時は、速やかに完了届を提出しなければならない。

3 上記提出書類に変更を生じたときは、直ちに変更届を提出すること。

（業務におけるリスク分担）

第20条 業務対象施設について、その管理者としての責任は甲にあるものとし、業務対象施設の運転、維持管理上の責任は原則

として丙が負うものとする。ただし、甲が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない。

- 2 リスクの分担については、下に掲げる『リスク分担表』に基づき、その程度や具体的内容については、甲丙協議してこれを定めるものとする。

リスク分担表

	リスクの種類	内 容	負担者	
			甲	丙
1	業務不履行のリスク	丙の業務不履行、事業放棄、破綻等		○
2	契約締結リスク	甲の責により契約が結べない	○	
		丙の責により契約が結べない		○
3	事故発生リスク(水質事故を含む)	丙の責による事故の発生		○
		それ以外(不可抗力等)による事故の発生	○	
4	施設損傷リスク	丙の責による損傷		○
		それ以外(不可抗力等)による損傷	○	
5	要求仕様不適合リスク(水質等の要求仕様)	丙の責による要求仕様不適合		○
		それ以外(不可抗力等)による不適合	○	
6	業務内容変更リスク	業務範囲、内容等の変更	○	○
7	物価変動リスク	業務期間中の大規模な物価の変動	○	○
8	税制の変動リスク	消費税等の変更	○	○
9	法令の変更リスク	本業務に関する法令の変更	○	○

※負担者の欄における「○」は、リスクを負担する方を示す。

※甲・丙の両方に「○」がある場合は、リスクの分担について協議することを示す。

(甲への協力)

第21条 丙は、本業務仕様書に明記されていない事項であっても業務履行上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 甲が運転管理等に係る資料の提出を要求した場合、丙は、速やかに応じなければならない。

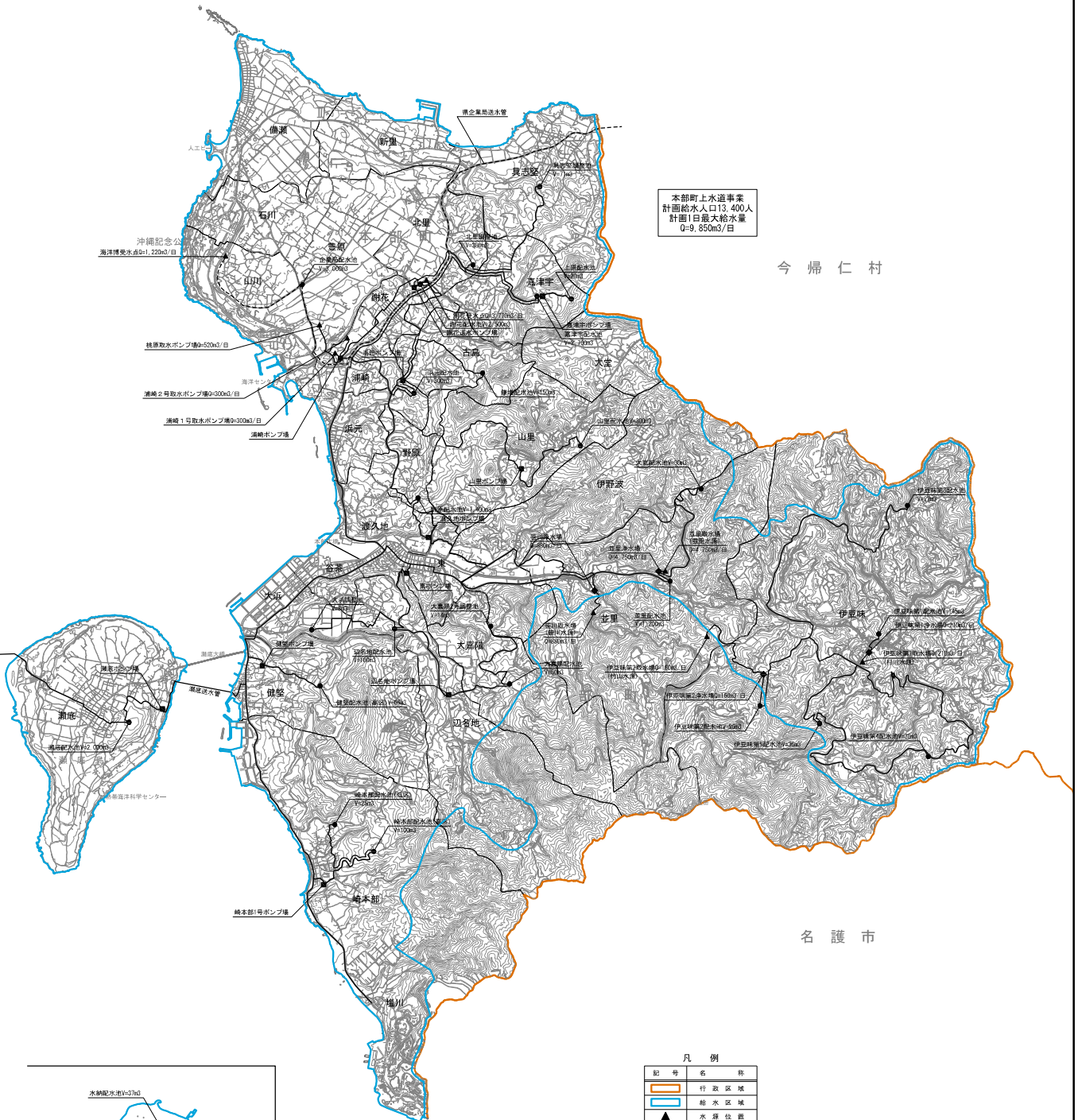
(業務の引き継ぎ)

第22条 丙は、本業務の契約締結後、直ちに甲および前回発注の『本部町上下水道維持管理業務』の受託者（以下「前任者」という。）から、業務の引き継ぎおよび運転管理等の技術指導を受け、業務に支障を生じないようにしなければならない。なお、丙が前任者である場合はこの限りでない。

2 丙は、本業務終了までに、次回発注の『本部町上下水道維持管理業務（仮）』の受託者（以下「後任者」という。）に対し、今後適切に業務が遂行できるよう、業務の引き継ぎ（各報告書および必要な電子データ等の引き継ぎも含む。）および運転管理等の技術指導を行わなければならない。これは、本業務における業務習熟期間に相当するものであり、当該引き継ぎに要する費用は、後任者の負担とする。なお、丙が後任者となる場合はこの限りでない。

（補則）

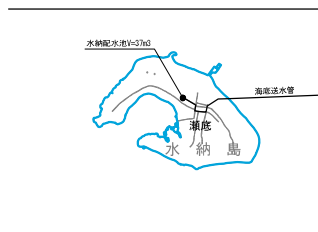
第23条 この仕様書に疑義が生じたときまたはこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、甲丙協議の上決定する。



本部町上水道事業
計画給水人口13,400人
計画1日最大給水量
Q=9,850m³/日

今 帰 仁 村

名 護 市



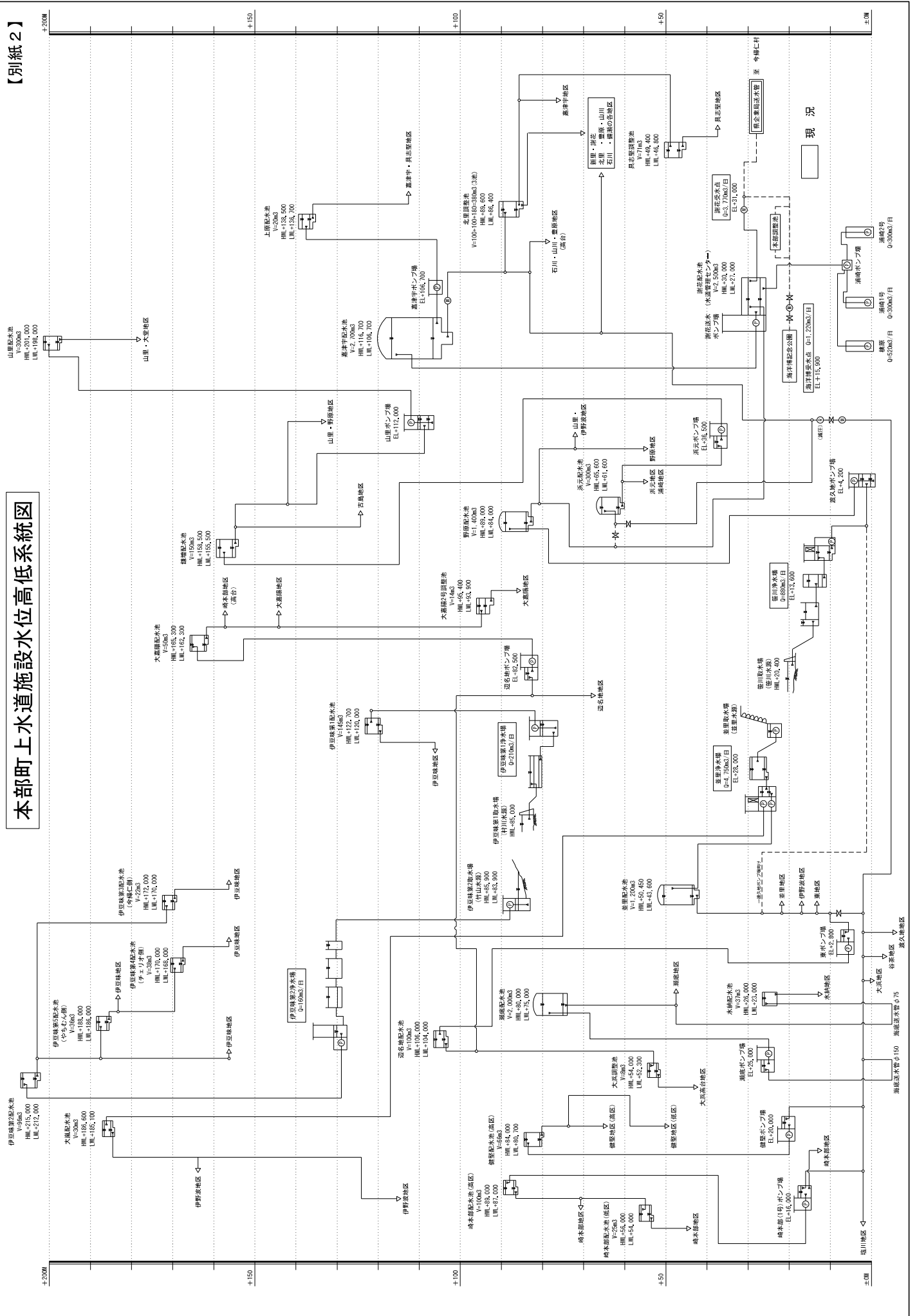
凡 例

記 号	名 称
	行政区域
	給水区域
	水源位置
	配水点
	ポンプ場
	浄水場
	既設配管
	企業局送水管
	企業局からの分岐点



本部町水道事業									
位 置		本部町全域							
図 種		一般平面図							
縮 尺		1/15,000							
図面番号		第 1 号							
			課		部		課		
			長		長		長		
本部町役場 公営企業課									

本部町上水道施設水位高低系統図



【別紙3】施設リスト(1/2)

1. 業務対象施設リスト

施設番号	施設名	備考	能力	工事年度	種別	住所	電気			通信		故障通報	主要設備	点検頻度(年)
							高圧A	低圧動力	従量電灯	専用回線	町理設線			
1	受1 海洋博受水	メーター検針のみ	3,770m³/日	H27	海水受水	山川H857-2							配水流量	毎日
	2 井1 浦崎1号井戸	井9近く	300m³/日	?	地下水	浦崎H71-1				ボ9			深井戸P1台1.5kW0.21m³/分241m、ボ9より給電	毎日
	3 井2 浦崎2号井戸		300m³/日	H8	地下水	浦崎H48-3				ボ9			深井戸P1台1.5kW0.21m³/分26m、制御盤、TM	月1回
	4 井4 豊原8号井戸		520m³/日	H9	地下水	豊原H712				ボ9			深井戸P1台11kW0.362m³/分、制御盤、TM	月1回
	5 源1 笹川水源		880m³/日	S61	湧水	並里H841								月1回
	6 源2 伊豆味第1水源	村川水源	210m³/日	?	湧水	伊豆味H281								月1回
	7 源3 伊豆味第2水源	竹川水源	160m³/日	?	湧水	並里H231-1				浄4			多段P2台15kW0.5m³/分87m、制御盤、TM、エア抜き	週1回
	8 浄1 並里浄水場		4,750m³/日	S58?	滅菌処理	並里H1344	1	1		配21,配1	配2	○	原水P(水中)2台7.5kW3.2m³/分6m、高圧P2台7.5kW、0.05m³/分215m(配21)、多段P2台22kW3m³/分25m(配2)、次重設備、制御盤、TM、自動通報装置、原水池水位計、浄水池水位計	毎日
	9 浄2 笹川浄水場		880m³/日	S61	急速ろ過	並里H571		1		ボ3,配1		○	温調池フロコキレクター2台50.4kW、原水P2台3.7kW、多段P2台5.5kW1.2m³/分10m、PAC設備、及重設備、制御盤、TM、浄水池水位計	毎日
	10 浄3 伊豆味第1浄水場		210m³/日	?	急速ろ過	伊豆味H08-2		1		配16		○	多段P2台7.5kW0.13m³/分50m、次重設備、制御盤、TM、送水P機水位計	毎日
	11 浄4 伊豆味第2浄水場		160m³/日	H4	急速ろ過	伊豆味H1007-1		1		源3,配17,配1			多段P3台55kW1.82m³/分105m、床排排水P1台0.75kW、次重設備、高圧引込管、高圧受電盤、変圧器盤、低圧動力盤、補機盤、1-3号送水P機(各面)、無停電電源装置、送水P機現場調整、換気ファン現場設置、床排水P現場設置、流入弁現場設置、企業局流量調整弁、野原流量調整弁、謝花3号井戸流入弁、浦崎P場流入弁、野原流量計、謝花3号流量計、浦崎P場流量計、配水池水位計、計装盤(謝花配水池、浦崎1号、浦崎2号、浦崎3号、稗原水源)、No1TM(謝花3号、浦崎P場、嘉津字圧力調整池、嘉津字配水池)、伊豆味第2浄水場TM、瀬底配水池TM、笹川浄水場TM、遠方監視装置(山里P場、伊豆味第2浄水場)、非常用電源設備(H81.4月稼働予定)	毎日
	12 配1 水道管理センター	地下に謝花配水池	2,500m³	H5	滅菌処理	謝花H276	1			井3,浄1,浄2,浄4,ボ3,ボ7,ボ9,配15,調5				毎日
13 配2 並里配水池		1,200m³	S53		並里H1271-2				浄1			配水池水位計、配水流量計	月1回	
14 配3 野原配水池		1,400m³	S53		野原H72-2		1		ボ3		浄2	TM、配水池水位計、配水流量計	月2回	
15 配4 健壁配水池(高区)		100m³	H4		健壁H722-1				ボ1			受水槽電機	月1回	
16 配6 崎本部配水池(高区)		100m³	S46		崎本部H3665				ボ2			配水池フリクト	月1回	
17 配7 崎本部配水池(低区)		25m³	S46		崎本部H375-2							水位調整弁	月1回	
18 配8 瀬底配水池		2,000m³	H4		瀬底H688		1	1	ボ7			配水池水位計、配水流量計	月3回	
19 配10 (水網配水池)	【業務対象外】	50m³	S55		瀬底(水網島)							水位調整弁	-	
20 配11 辺名配水池		100m³	S46以前		辺名H490-2		1		ボ6		ボ6	TM、配水池水位計、配水流量計	月3回	
21 配12 浜元配水池	グリーンパーク入口	300m³	H13		浦崎H02-7				ボ4			水位調整弁、配水池水位計	月1回	
22 配13 鎌増配水池		150m³	S46以前		吉島H830		1		ボ4			TM、配水池水位計、配水流量計	月3回	
23 配14 山里配水池		300m³	H4		山里H763-2				ボ5			TM、配水池水位計、配水流量計	月1回	
24 配15 嘉津字配水池	敷地内に上原P場	2,700m³	H6		嘉津字H581		1	1	配1	配23		多段P2台7.5kW0.1m³/分55m、制御盤、TM、配水池水位計、配水流量計、残留塩素	月2回	
25 配16 伊豆味第1配水池	NTI鉄塔近く	150m³	S46		伊豆味H311				浄3			配水池水位計	月1回	
26 配17 伊豆味第2配水池	浄1の東山	96m³	S55		伊豆味H026-1			1	浄4			TM、配水池水位計、配水流量計	月1回	
27 配18 伊豆味第3配水池	今福仁側	22m³	S55		伊豆味H355-2							水位調整弁	月1回	
28 配19 伊豆味第4配水池	やちむん暖茶圃	38m³	S55		伊豆味H2641-4							水位調整弁、流量計(電池式)	月1回	
29 配20 伊豆味第5配水池	名護側	36m³	S56		伊豆味H432-1							水位調整弁、流量計(電池式)	月1回	
30 配21 大嶺配水池		25m³	S46以前		並里H477-4				浄1			フリクト	月1回	
31 配22 大嘉陽配水池		50m³	H14		大嘉陽H619-5			1	ボ8		ボ8	TM、配水池水位計	月1回	
32 配23 上原配水池		25m³	S46以前		嘉津字H670-2							電機	月1回	
33 調2 大嘉陽2号調整池		15m³	H14		大嘉陽H427							水位調整弁	月1回	
34 調3 大嘉陽調整池		15m³	S46以前		大波H283							水位調整弁	月1回	
35 調5 北里調整池	嘉津字圧力調整池	300m³	S46以前		北里H82			1	配1			水位調整弁、TM、配水池水位計	月3回	
36 調6 具志堅調整池		100m³	S46以前		具志堅H1							水位調整弁	月1回	
37 ボ7 健壁ポンプ場		S57			健壁H70			1	配4	○		水位調整弁、多段P2台11kW0.315m³/分90m、制御盤、受水槽水位計	週3回	
38 ボ2 崎本部第1ポンプ場		H11			崎本部H112-6			1	配6			水位調整弁、多段P2台22kW0.4m³/分120m、制御盤、TM、受水槽水位計	週3回	
39 ボ3 渡久地ポンプ場	本郷中学校近く	H22			渡久地H236			1	浄2,配3,配1	浄2		水位調整弁、多段P2台45kW1.77m³/分93m、制御盤、TM、受水槽水位計	週3回	
40 ボ4 班五ポンプ場		H13			浦崎H198-5			1	配13			水位調整弁、多段P2台30kW0.45m³/分207m、制御盤、TM、受水槽水位計	毎日	
41 ボ5 山里ポンプ場		H8			山里H359			1	配14	○		水位調整弁、多段P2台11kW0.2m³/分110m、制御盤、TM、受水槽水位計	週3回	
42 ボ2 東ポンプ場	本郷町夜場内	H23			東H5			1	配11	○		水位調整弁、多段P2台15kW0.335m³/分114m、制御盤、TM、受水槽水位計	週3回	
43 ボ7 瀬底ポンプ場		H3			瀬底H2446-2			1	配8,配1		○	水位調整弁、多段P2台30kW1.39m³/分74m、制御盤、TM、受水槽水位計	週3回	
44 ボ8 辺名地ポンプ場		H23			辺名地H749-3			1	配22		○	水位調整弁、多段P2台5.5kW0.081m³/分84m、制御盤、TM、受水槽水位計	週3回	
45 ボ9 浦崎ポンプ場	井1近く	H8			浦崎H169			1	井2,井4,配1	井1		多段P2台11kW0.8m³/分37m、制御盤、TM、受水槽水位計	週3回	

※【給排水外】の記載のない施設が業務対象施設である。業務対象施設にかかる上記以外の設備や付属する設備及び施設の全てが業務対象である。※主要設備のPはポンプ、TWはダレレメータを示す。※能力において、受水（受水用）、井戸・水櫃（水櫃水量）、浄水（供給容量）、配水池・調整池（有効容量）、更新・改良がある場合はその工事年度・更新・改修に伴って施設が削除され、それに伴って施設が示している。前年度業務仕様が削除された施設が示している。※故障通報の「○」は通報装置設置を示し、施設番号はTW等を介してその施設番号の通報装置に故障信号を取込んでいることを示す。※施設の統廃合による変更を示す。

【別紙3】施設リスト（2／2）

2. 水質検査リスト

番号	検査場所		系統	実施者
★1	伊豆味公民館	伊豆味95	浄3：伊豆味第1浄水場	丙（毎日）
★2	伊豆味緑花木生産組合	伊豆味3060-21	浄4：伊豆味第2浄水場	
★3	浄4：伊豆味第2浄水場	伊豆味1007-1	浄4：伊豆味第2浄水場	
★4	塩川会館	崎本部2775-3	浄1：並里浄水場	
★5	瀬底公民館	瀬底69-1	浄1：並里浄水場	
★6	大堂公民館	大堂371	浄2：笹川浄水場	
★7	大嘉陽560番地住宅	大嘉陽560	浄1：並里浄水場	
★8	備瀬シャワー室	備瀬457	配15：嘉津宇配水池	
★9	国営沖縄記念公園	石川424	沖縄県企業局	
★10	本部町水道管理センター	謝花276	浄2：笹川浄水場	

3. 流量計（メーター）検針リスト

番号	一次側	二次側	検針場所	実施者
1	井2：浦崎2号井戸	ボ9：浦崎ポンプ場	ボ9：浦崎ポンプ場	丙（週3回）
2	井4：豊原8号井戸	ボ9：浦崎ポンプ場	ボ9：浦崎ポンプ場	
3	配15：嘉津宇配水池	浦崎、浜元、渡久地	ボ9：浦崎ポンプ場近く	
4	配15：嘉津宇配水池	渡久地	ボ9：浦崎ポンプ場近く	【業務対象外】
5	配12：浜元配水池	浦崎	町営体育館前車道	
6	配13：鎌増配水池	古島	配13：鎌増配水池近く	
7	配13：鎌増配水池	ボ5：山里ポンプ場	配13：鎌増配水池近く	
8	配12：浜元配水池	浜元	町営グラウンド横車道	
9	配22：大嘉陽配水池	調2：大嘉陽2号調整池	配22：大嘉陽配水池	
10	配22：大嘉陽配水池	調2：大嘉陽2号調整池	調2：大嘉陽2号調整池	
11	配2：並里配水池	伊野波	浄1：並里浄水場	
12	配16：伊豆味第1配水池	伊豆味	伊豆味車道	
13	配16：伊豆味第1配水池	伊豆味	伊豆味車道	丙（毎日）
14	5 謝花受水	配1：謝花配水池	配1：謝花配水池	
15	6 受1：海洋博受水	海洋博	受1：海洋博受水	
16	ボ2：崎本部第1ポンプ場	崎本部		【業務対象外】
17	配6：崎本部配水池（高区）	配7：崎本部配水池（低区）		
18	配7：崎本部配水池（低区）	崎本部		
19	配4：健堅配水池（高区）	配5：健堅配水池（低区）		
20	配11：辺名地配水池	調3：大浜調整池	配11：辺名地配水池	
21	配20：伊豆味第5配水池	伊豆味	配20：伊豆味第5配水池	
22	配19：伊豆味第4配水池	伊豆味	配19：伊豆味第4配水池	
23	調5：北里調整池	新里		
24	調5：北里調整池	備瀬		
25	7 配2：並里配水池	渡久地、谷茶、大浜	配1：謝花配水池のTM	丙（毎日）
26	8 配3：野原配水池	配12：浜元配水池	配1：謝花配水池のTM	
27	9 浄2：笹川浄水場	ボ3：渡久地ポンプ場	配1：謝花配水池のTM	
28	10 ボ9：浦崎ポンプ場	配1：謝花配水池	配1：謝花配水池	
29	11 配3：野原配水池	配1：謝花配水池	配1：謝花配水池	
30	12 配17：伊豆味第2配水池	配20：伊豆味第5配水池	配1：謝花配水池のTM	
31	13 配15：嘉津宇配水池	調5：北里調整池	配1：謝花配水池のTM	
32	14 配8：瀬底配水池（大）	ホテル側	配1：謝花配水池のTM	
33	15 調5：北里調整池	具志堅	配1：謝花配水池のTM	
34	16 調5：北里調整池	嘉津宇低地区	配1：謝花配水池のTM	

4. 別途発注『本部町水道事業水質検査業務』の採水箇所リスト（参考）

番号	採水箇所	系統	実施者
浄水	1 大嘉陽560番地住宅	浄1：並里浄水場	丙
	2 大堂公民館	配15：嘉津宇配水池	
	3 本部町水道管理センター	浄2：笹川浄水場	
	4 備瀬シャワー室	配15：嘉津宇配水池	
	5 塩川会館	浄1：並里浄水場	
	6 瀬底公民館	浄1：並里浄水場	
	7 伊豆味公民館	浄3：伊豆味第1浄水場	
	8 伊豆味緑花木生産組合	浄4：伊豆味第2浄水場	
	9 国営沖縄記念公園	沖縄県企業局受水	
原水	1 並里水源	並里水源	
	2 笹川水源	源1：笹川水源	
	3 浦崎1号井戸	浦崎（原水）	
	4 村川水源	源2：伊豆味第1水源	
	5 竹山水源	源3：伊豆味第2水源	

※本表は（参考）であり、採取箇所や箇所数が多少変更しても採水作業は丙が実施することとする（委託金額の増減等の対象にはならない）。

月次施設点検表/1回

井1		井2				井4				源1		源2	
浦崎1号井戸		浦崎2号井戸				桃原水源井戸				笹川水源		伊豆味第1水源	
日(曜日)	巡視点検	日(曜日)	3φ3W200V	主幹電圧	取水P	日(曜日)	3φ3W200V	交流電圧計	P電流	日(曜日)	巡視点検	日(曜日)	巡視点検
			kWh	V	A		kWh	V	A				
				200V	0-45A			200V	0-75A				
		操作場所	謝花配水池、浦崎P場、現場			操作場所	謝花配水池、浦崎P場、現場						
		故障	ポンプELCBトリップ、2E動作、 取水井低水位、 TM回線断、TM異常			故障	ポンプELCBトリップ、2E動作、 取水井低水位、 TM回線断、TM異常						

配2			配4		配6		配7		配12	
並里配水池			健堅配水池(高区)		崎本部配水池(高区)		崎本部配水池(低区)		浜元配水池	
日(曜日)	配水池水位	槽内確認	日(曜日)	巡視点検 槽内確認	日(曜日)	巡視点検 槽内確認	日(曜日)	巡視点検 槽内確認	日(曜日)	巡視点検 槽内確認
	m									
	0-8m									

配14			配16		配17			配18		配19	
山里配水池			伊豆味第1配水池		伊豆味第2配水池			伊豆味第3配水池		伊豆味第4配水池	
日(曜日)	1φ2W100V	配水池水位	日(曜日)	巡視点検 槽内確認	日(曜日)	配水池水位	配水流量	日(曜日)	巡視点検 槽内確認	日(曜日)	巡視点検 槽内確認
	kWh	m				m	m3/h				
		0-5m				0-4m	0-75m3/h				
故障	配水池高水位、低水位、 TM異常				故障	配水池高水位、低水位 TM故障、流量計室浸水					

配15											
嘉津宇配水池						(嘉津宇ポンプ場)					
日(曜日)	3φ3W200V	1φ3W100V	配水池水位	配水流量	残塩濃度	槽内確認	主幹電圧	1号ポンプ	2号ポンプ	1号ポンプ	2号ポンプ
	kWh	kWh	m	m3/h	ppm		V	A	A	h	h
			0-10m	0-400m3/h	0-2ppm		200V	0-60A	0-60A	運転時間	運転時間
故障	TM異常、配水池高水位、低水位、 残塩異常高、残塩異常低、配水流量過大				管理値 0.6-0.7ppm		1号P:ELBトリップ、過負荷、無送水 2号P:ELBトリップ、過負荷、無送水				

配20		配21		配23		調2		調3		調6	
伊豆味第5配水池		大嵐配水池		上原配水池		大嘉陽2号調整池		大浜調整池		具志堅調整池	
日(曜日)	巡視点検 槽内確認	日(曜日)	巡視点検 槽内確認	日(曜日)	巡視点検 槽内確認	日(曜日)	巡視点検 槽内確認	日(曜日)	巡視点検 槽内確認	日(曜日)	巡視点検 槽内確認

点検表1

年

月

月次施設点検表/2回

源3							
伊豆味第2水源							
日(曜日)	3φ 3W200V	1φ 2W100V	1号P	電源電圧	2号P	1号P	2号P
	kWh	kWh	A	V	A	h	h
			0-240A	200V	0-240A	運転時間	運転時間
故障	1号P故障、2号P故障、TM故障						

配3			
野原配水池			
日(曜日)	配水池水位計	配水流量	槽内確認
	m	m ³ /h	
	0-8m	0-400m ³ /h	
状態	(切替)水位計、電極		
故障	配水池高水位、低水位、過流量、TM異常		

源3							
伊豆味第2水源							
日(曜日)	3φ 3W200V	1φ 2W100V	1号P	電源電圧	2号P	1号P	2号P
	kWh	kWh	A	V	A	h	h
			0-240A	200V	0-240A	運転時間	運転時間
故障	1号P故障、2号P故障、TM故障						

配3			
野原配水池			
日(曜日)	配水池水位計	配水流量	槽内確認
	m	m ³ /h	
	0-8m	0-400m ³ /h	
状態	(切替)水位計、電極		
故障	配水池高水位、低水位、過流量、TM異常		

点検表2

年 月

月次施設点検表/3回

配8						調5						
瀬底配水池(大)						北里調整池						
日(曜日)	3φ3W200V	1φ3W100V	主幹電圧	配水池水位	配水流量ホタル	槽内確認	日(曜日)	1φ2W100V	嘉津宇配水池水位	流量計2	流量計1	槽内確認
	kWh	kWh	V	m	m ³ /h			kWh	m	t/h	t/h	
			200V	0-8m	0-100m ³ /h				0-3m	0-200t/h	0-200t/h	
							故障	TM異常、配水池高水位、低水位、				
配11				配22			配13					
辺名地配水池				大嘉陽配水池			鎌増配水池					
日(曜日)	1φ2W100V	配水流量	槽内確認	日(曜日)	1φ2W100V	槽内確認	日(曜日)	巡視点 検 槽内確認				
	kWh	m ³ /h			kWh							
		0-100m ³ /h										
故障	電源、高水位、低水位、 TM異常			故障	高水位、低水位、 TM異常							

配8						調5						
瀬底配水池(大)						北里調整池						
日(曜日)	3φ3W200V	1φ3W100V	主幹電圧	配水池水位	配水流量ホタル	槽内確認	日(曜日)	1φ2W100V	嘉津宇配水池水位	流量計2	流量計1	槽内確認
	kWh	kWh	V	m	m ³ /h			kWh	m	t/h	t/h	
			200V	0-8m	0-100m ³ /h				0-3m	0-200t/h	0-200t/h	
							故障	TM異常、配水池高水位、低水位、				
配11				配22			配13					
辺名地配水池				大嘉陽配水池			鎌増配水池					
日(曜日)	1φ2W100V	配水流量	槽内確認	日(曜日)	1φ2W100V	槽内確認	日(曜日)	巡視点 検 槽内確認				
	kWh	m ³ /h			kWh							
		0-100m ³ /h										
故障	電源、高水位、低水位、 TM異常			故障	高水位、低水位、 TM異常							

配8						調5						
瀬底配水池(大)						北里調整池						
日(曜日)	3φ3W200V	1φ3W100V	主幹電圧	配水池水位	配水流量ホタル	槽内確認	日(曜日)	1φ2W100V	嘉津宇配水池水位	流量計2	流量計1	槽内確認
	kWh	kWh	V	m	m ³ /h			kWh	m	t/h	t/h	
			200V	0-8m	0-100m ³ /h				0-3m	0-200t/h	0-200t/h	
							故障	TM異常、配水池高水位、低水位、				
配11				配22			配13					
辺名地配水池				大嘉陽配水池			鎌増配水池					
日(曜日)	1φ2W100V	配水流量	槽内確認	日(曜日)	1φ2W100V	槽内確認	日(曜日)	巡視点 検 槽内確認				
	kWh	m ³ /h			kWh							
		0-100m ³ /h										
故障	電源、高水位、低水位、 TM異常			故障	高水位、低水位、 TM異常							

点検表3

年 月

	謝花配水池 3φ3W6.6kV 最大需要 電力量 kWh	高圧受電盤			低圧引込盤				補機盤				送水ポンプ盤				責任者確認印	点検者印	
		受電電圧 V	受電電力 kW	受電電流 A	受電力率 cos φ	200V電圧計 V	200V電流計 A	100V電圧計 V	100V電流計 A	企業局系 流調弁％ 0-100%	野原配水池系 流調弁％ 0-100%	謝花3段井系 流入弁％ 0-100%	浦崎系 流入弁％ 0-100%	1号P A	2号P A	3号P A			槽内確認
-																			
-																			
状態																			
	操作場所:電気室、流量計室																		
	企業局系:単独、連動 野原系:単独、連動 浦崎系:単独、連動																		
故障																			
	高圧地絡、不足電圧、高圧過電流、TR2次地絡																		
	企業局系弁故障、野原系弁故障、謝花系弁故障、ランファン故障 次垂注入P故障、P室補機故障、次垂貯留タンク液位低、排水ピット高水位																		
故障																			
	1号P:ELB動作、2E動作、電動弁故障																		
	2号P:ELB動作、2E動作、電動弁故障																		
故障																			
	3号P:ELB動作、2E動作、電動弁故障																		
	1号P:ELB動作、2E動作、電動弁故障																		

	計装盤727kVハネル												計装盤727kVハネル									
	無停電電源装置						流量積算値、流量モニタ						流量積算値、流量モニタ						流量積算値、流量モニタ			
	交流入力電圧 V	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	蓄電池電流 A	蓄電池電圧 V	蓄電池電圧 A	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V
-																						
-																						
状態																						
故障																						

	計装盤727kVハネル												計装盤727kVハネル									
	無停電電源装置						流量積算値、流量モニタ						流量積算値、流量モニタ						流量積算値、流量モニタ			
	交流入力電圧 V	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	蓄電池電流 A	蓄電池電圧 V	蓄電池電圧 A	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V
-																						
-																						
故障																						

	計装盤727kVハネル												計装盤727kVハネル									
	無停電電源装置						流量積算値、流量モニタ						流量積算値、流量モニタ						流量積算値、流量モニタ			
	交流入力電圧 V	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	蓄電池電流 A	蓄電池電圧 V	蓄電池電圧 A	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V	交流出力電流 A	交流出力電圧 V
-																						
-																						
故障																						

※本表での水道管理センターの点検頻度は「毎日」であるが、土日は着色部のみ点検。

(施設名)■■■■

項 目			電力量kWh		送ポンプ	送ポンプ	原ポンプ	原ポンプ	■ポンプ	■ポンプ				
日付	曜日	天気	200V	100V	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2				
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														

備考

集 中 点 検 結 果 報 告 書

(施設名) ■■■■		
年 月 日 曜日 天候 ()	点検者	

点 検 項 目	状 況 及 び 判 定					
	■号送水ポンプ	■号送水ポンプ	■号送水ポンプ	■号吐出電動弁	■号吐出電動弁	■号吐出電動弁
電 圧 値	V	V	V	V	V	V
電 流 値	A	A	A	/	/	/
絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
遮 断 器	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
電磁開閉器	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
表示ランプ	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
継電器	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
コンデンサー	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
端 子 台	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
チャタリング	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
異音、異臭	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
フロートレススイッチ	良 不					

点 検 項 目	状 況 及 び 判 定					
	■■系流入調整弁	■■系流入調整弁	■■系電動弁	■■系電動弁	ポンプ室吸気ファン	ポンプ室排気ファン
電 圧 値	V	V	V	V	V	V
絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
遮 断 器	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
電磁開閉器	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
表示ランプ	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
断 電 器	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
コンデンサー	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
端 子 台	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
チャタリング	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
異音、異臭	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
フロートレススイッチ	良 不					
備 考						

集 中 点 検 結 果 報 告 書

(施設名) ■■■■			
年	月	日	曜日
天候 ()		点検者	

点 検 項 目	状 況 及 び 判 定		点検項目	状 況 及 び 判 定	
	無停電電源装置			計 装 盤	
入力電圧	V		入力電圧	V	
直流出力電圧	V		遮断器	良	不
直流出力電流	A		継電器	良	不
蓄電池電流	A		ノイズフィルター	良	不
交流出力電圧	A		端子台	良	不
交流出力電流	A		タッチパネル	良	不
遮断器	良	不	記録計	良	不
継電器	良	不	表示ランプ	良	不
整流器	良	不	異音、異臭	良	不
表示ランプ	良	不			
端子台	良	不	水位計	良	不
蓄電池電流	良	不	薬注ポンプ	良	不
異音、異臭	無	有			

点 検 項 目	状 況 及 び 判 定							
	No. ■ テレメータ盤							
	対 ■ ■ ■ ■		対 ■ ■ ■ ■		対 ■ ■ ■ ■		対 ■ ■ ■ ■	
テレメーター	良	不	良	不	良	不	良	不
アレスター	良	不	良	不	良	不	良	不
ノイズフィルター	良	不	良	不	良	不	良	不
断電器	良	不	良	不	良	不	良	不
表示ランプ	良	不	良	不	良	不	良	不
端子台	良	不	良	不	良	不	良	不
回線	良	不	良	不	良	不	良	不
異音、異臭	無	有	無	有	無	有	無	有
備 考								

集 中 点 検 結 果 報 告 書

(施設名) ■ ■ ■ ■				
年	月	日	曜日	天候 ()
点検者				

点 検 項 目	状 況 及 び 判 定				
	テレメーター盤				
	対 ■ ■ ■ ■	対 ■ ■ ■ ■	対 ■ ■ ■ ■	対 ■ ■ ■ ■	対 ■ ■ ■ ■
入力電圧	V	V	V	V	V
遮断器	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
テレメーター	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
アレスター	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
ノイズフィルター	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
表示ランプ	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
端子台	良 不	良 不	良 不	良 不	良 不
異音、異臭	無 有	無 有	有 無	無 有	無 有
回線	無 有	無 有	有 無	無 有	無 有

点 検 項 目	状況及び判定 グラフィック監視盤	備考
入力電圧	V 良 不	
直流電圧	V 良 不	
表示ランプ	良 不	
指示計	良 不	
端子台	良 不	
異音、異臭	無 有	

水道法施行規則第15条の定期検査表

★1:	★2:	★3:	★4:	★5:	★6:	★7:	★8:	★9:	★10:
伊豆味(学校側)		m ³	伊豆味(工場側)		m ³	海洋博受水		m ³	

検査年月日 年 月 日 曜日 検査員氏名

	測定場所		系統	管理値(ppm)	色度	濁度	残塩(ppm)
★1	伊豆味公民館	伊豆味95	伊豆味第1浄水場	0.5～0.7	良 不	良 不	
★2	伊豆味緑花木生産組合	伊豆味3060-21	伊豆味第2浄水場	0.2～0.4	良 不	良 不	
★3	伊豆味第2浄水場	伊豆味1007-1	伊豆味第2浄水場	0.5～0.6	良 不	良 不	
★4	塩川会館	崎本部2775-3	並里浄水場	0.2～0.4	良 不	良 不	
★5	瀬底公民館	瀬底69-1	並里浄水場	0.2～0.3	良 不	良 不	
★6	大堂公民館	大堂371	謝花配水池	0.2～0.4	良 不	良 不	
★7	大嘉陽560番地住宅	大嘉陽560	並里浄水場	0.2～0.4	良 不	良 不	
★8	備瀬シャワー室	備瀬457	謝花配水池	0.2～0.4	良 不	良 不	
★9	国営沖縄記念公園	石川424	企業局	0.2～0.6	良 不	良 不	
★10	水道管理センター	謝花276	笹川浄水場	0.3～0.5	良 不	良 不	
★11	メーター検針(毎日)	伊豆味(学校側)	m ³	工場側	m ³		
	メーターQ	海洋博受水	企業局配水池		m ³		

検査年月日 年 月 日 曜日 検査員氏名

	測定場所		系統	管理値(ppm)	色度	濁度	残塩(ppm)
★1	伊豆味公民館	伊豆味95	伊豆味第1浄水場	0.5～0.7	良 不	良 不	
★2	伊豆味緑花木生産組合	伊豆味3060-21	伊豆味第2浄水場	0.2～0.4	良 不	良 不	
★3	伊豆味第2浄水場	伊豆味1007-1	伊豆味第2浄水場	0.5～0.6	良 不	良 不	
★4	塩川会館	崎本部2775-3	並里浄水場	0.2～0.4	良 不	良 不	
★5	瀬底公民館	瀬底69-1	並里浄水場	0.2～0.3	良 不	良 不	
★6	大堂公民館	大堂371	謝花配水池	0.2～0.4	良 不	良 不	
★7	大嘉陽560番地住宅	大嘉陽560	並里浄水場	0.2～0.4	良 不	良 不	
★8	備瀬シャワー室	備瀬457	謝花配水池	0.2～0.4	良 不	良 不	
★9	国営沖縄記念公園	石川424	企業局	0.2～0.6	良 不	良 不	
★10	水道管理センター	謝花276	笹川浄水場	0.3～0.5	良 不	良 不	
★11	メーター検針(毎日)	伊豆味(学校側)	m ³	工場側	m ³		
	メーターQ	海洋博受水	企業局配水池		m ³		

検査年月日 年 月 日 曜日 検査員氏名

	測定場所		系統	管理値(ppm)	色度	濁度	残塩(ppm)
★1	伊豆味公民館	伊豆味95	伊豆味第1浄水場	0.5～0.7	良 不	良 不	
★2	伊豆味緑花木生産組合	伊豆味3060-21	伊豆味第2浄水場	0.2～0.4	良 不	良 不	
★3	伊豆味第2浄水場	伊豆味1007-1	伊豆味第2浄水場	0.5～0.6	良 不	良 不	
★4	塩川会館	崎本部2775-3	並里浄水場	0.2～0.4	良 不	良 不	
★5	瀬底公民館	瀬底69-1	並里浄水場	0.2～0.3	良 不	良 不	
★6	大堂公民館	大堂371	謝花配水池	0.2～0.4	良 不	良 不	
★7	大嘉陽560番地住宅	大嘉陽560	並里浄水場	0.2～0.4	良 不	良 不	
★8	備瀬シャワー室	備瀬457	謝花配水池	0.2～0.4	良 不	良 不	
★9	国営沖縄記念公園	石川424	企業局	0.2～0.6	良 不	良 不	
★10	水道管理センター	謝花276	笹川浄水場	0.3～0.5	良 不	良 不	
★11	メーター検針(毎日)	伊豆味(学校側)	m ³	工場側	m ³		
	メーターQ	海洋博受水	企業局配水池		m ³		

(作業 ・ 故障) 報告書

上水道

報告者	年 月 日 ()
場 所	
機器名称	
発見経緯	監視盤・巡視・点検・その他()

丙が加入すべき保険の説明資料（上水道）

1 甲、第三者への対人・対物補償

業務対象施設での維持管理作業中などに発生した事故など、【甲、水道使用者、通行人等】への対人・対物賠償損害を担保するもの。

2 甲の所有する機械電気設備への対物補償

業務対象施設のうち機械電気設備の誤操作等による損傷や事故など、【甲】への対物（機械電気設備）賠償損害を担保するもの。

（１）保険金額は、対人 1 億円／1 名、5 億円／1 事故、対物 5 億円／1 事故以上とする。

（２）自己負担額は 5 万円／1 事故以下とする。

【例】請負業者賠償責任保険

業務対象施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（発注者等及びその関係者、水道使用者、施設来場者、通行者、近隣居住者等を含む）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。施設等管理財物自体に対する受託者が負うべき対人・対物賠償損害を含む（管理財物補償特約など）。なお、業務履行期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

3 水質事故などの甲、第三者への対人・対物補償

消毒用ポンプの誤操作等による食中毒（水質事故）など、【甲、水道使用者】への対人・対物賠償損害を担保するもの。

（１）保険金額は、対人 1 億円／1 名、1 億円／1 事故、対物 1 億円／1 事故以上とする。

（２）自己負担額は 5 万円／1 事故以下とする。

【例】生産物賠償責任保険

供給した水道水の欠陥（水質事故等）により派生した第三者（発注者等及びその関係者、水道使用者を含む）に対する身体（食中毒を含む）、財物賠償責任損害を担保する。

【備考】

1. 保険の名称は参考であり、類似の機能を有する共済等でも差し支えない。
2. 保険の担保範囲は、業務対象施設のすべてを対象とする。
3. 保険期間は、業務履行期間の全期間とする。
4. 保険契約者は、丙とする。
5. 本業務の請負金額から年間保険料が見積もりできると思われる。